

四国中央市通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年8月

四国中央市教育委員会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、四国中央市においても、平成24年8月から9月にかけて各小学校の通学路において関係機関と連携した緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「四国中央市通学路交通安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

- ・四国中央市教育委員会学校教育課
- ・四国中央市建設課
- ・四国中央市観光交通課
- ・愛媛県四国中央土木事務所
- ・国土交通省西条国道維持出張所
- ・四国中央警察署交通課
- ・学校代表

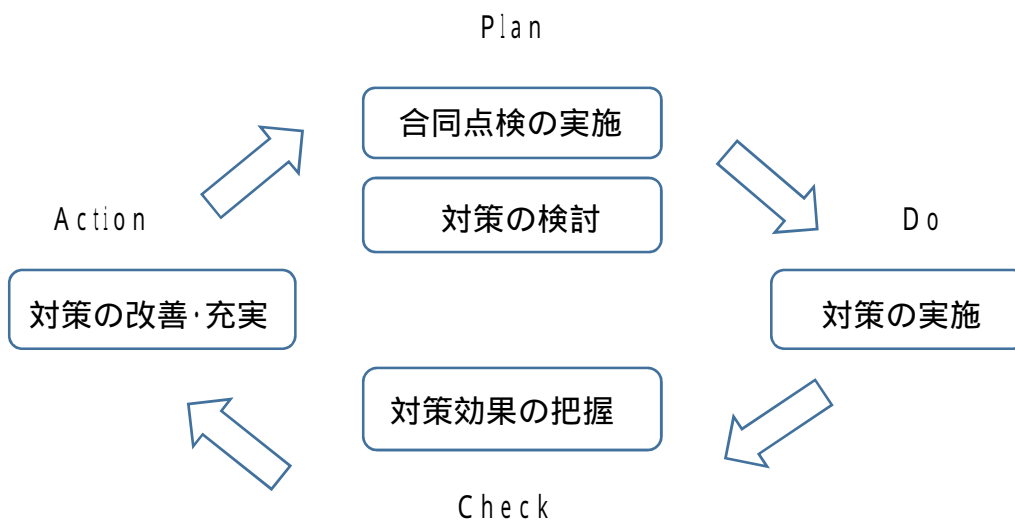
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路の安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

合同点検の実施時期等

- ・隔年で、全ての小学校区において合同点検を実施します。
- ・市内一斉の合同点検を実施しない年は、学校からの申請に基づき、随時合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

合同点検の体制

- ・小学校区ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、地域関係者等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討(Plan)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、カラー舗装・注意喚起表示・ガードレール等のハード対策や交通規制・見守り支援等のソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施(Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の効果の把握(Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を把握するため、アンケートを実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策箇所図」及び「対策箇所一覧表」を作成し公表します。